

環境情報の利用促進に関する検討委員会
ICTによる環境情報利用促進ワーキンググループ（中間報告）

【概要】

- 目的: ICTを利用した情報基盤による環境情報利用促進策等について検討
ICT(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー 情報通信技術)
- ワーキンググループ委員(敬称略):
 - 大塚 玲奈 株式会社エコトワザ 代表取締役
 - 倉橋 麻生 株式会社グッドバンカー SRI アナリスト
 - 坂上 学 法政大学 経営学部経営学科 教授
 - 杉浦 康之 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 CSR調査室 課長
 - 寺瀬 哲 株式会社サトー 経営企画本部 総務部 CSRグループ 専門部長
 - 渡邊 華奈 日本アイ・ビー・エム株式会社 環境統括 環境管理推進係長
 - 和田 芳明 株式会社NTTデータ パブリック&フィナンシャル事業推進部 グローバル推進部 グローバル推進担当部長
- < オブザーバー >
 - 黒崎 美穂 ブルームバーグ エルピー グローバルデータ部 ESG アナリスト
座長

【検討の経緯】

- ワーキンググループ会合
 - 第1回
 - 日時: 2011年9月29日 9:30 ~ 11:30
 - 議題: バリューチェーンマネジメント(VCM)・金融機関での企業評価における環境情報の利用、ICTの利用可能性
 - 配布資料: VCM取組み、金融における環境情報利用について
 - 第2回
 - 日時: 2011年11月10日 15:00 ~ 18:00
 - 議題: 環境経営において求められる環境情報、ICT利用のあり方
 - 配布資料: 論点、ブルームバーグの取組み、環境経営において求められる取組(総括質問票)、環境情報利用ICTが備えるべき要件案、既存の行政宛報告制度の紹介、環境政策との連携策案

【検討の前提】

ICTを利用した情報基盤による環境情報利用促進策に関して、企業間取引(BtoB)、金融及び行政における利用を想定した重要な環境情報の内容、ICTを利用した情報基盤の必要性や利用可能性等について検討した。

なお検討にあたっては、将来的に環境報告において開示される環境情報の内容が整備されていくことを前提として、ICTを利用した情報基盤について議論を行っている。

基本的に環境情報の開示が進んでいない売上高1000億未満の企業を主な対象としている。しかし、規模の大きな企業におけるICTを有効利用した開示の促進にも、将来的には関連すると考えられる。

【検討内容】

(1) BtoB及び金融に共通の情報内容

売上高1000億未満の企業が環境情報の提供を行う上ではメリットが必要であり、他方で環境情報の利用者にとっても環境情報基盤を利用するメリットが必要。

環境経営を促進する観点から、環境経営に取り組む企業がメリットを感じられる仕組みとするため、BtoB、金融において環境経営に取り組む企業に対する評価するための重要な環境情報の内容を検討した。

環境経営の評価項目としては、以下が挙げられた。

- **環境経営の重要な項目**
(BtoB)「PDCAに沿い最大限の努力をしているか」を評価
(環境金融)「影響(リスク・チャンス)への対応・計画」を評価

これらの評価を行う上では、定量情報、定性情報の双方が必要である。

- 「定性情報」は評価において重要
- 「定量情報」は定性情報の基礎・裏付けとして不可欠

これらを踏まえ「重要な環境情報」として、以下2種類の区分による整理が必要となる。

業種横断的に全ての企業が提供する「重要な環境情報」
業種に固有の「重要な環境情報」

また、売上高1000億未満の企業における作業負荷や、既に環境情報開示が進んでいる企業の状況を考慮すると、環境報告において各企業が提供すべき情報としては、以下に整理できる。

(共通事項) 必要不可欠な「重要な環境情報」(重要な課題など)
(追加事項) 付加的な取組に関する情報(アピールなど自由記載)

参照: 共通質問フォーマット「環境経営において求められる取組(総括質問票)」(案)

(2) BtoB及び金融に共通のICTに関する事項

重要な環境情報を開示する環境情報ICTに求められる要件(ICTを利用した場合の効果)として、以下が挙げられた。

- 経済性: 安価で運用可能
- 可用性: システム機能変更・拡張に対応が容易
- 信頼性: 誤変換されない形式(オリジナル情報を直接利用可能)
- 整合性: 重要な開示項目の定義が必要
- 利用可能性:
 - (必須) 全ての企業による最低限の情報開示
(グリーン調達要請事項など)
 - (任意) 画一的な情報でなく利用者が取捨選択可能
(自社事業の売りとなる情報など)

また、ICTを利用する場合の留意点として、情報提供側・情報利用者側の観点から、以下のような指摘がなされた。

(情報提供側)

- 利用目的が明確でないと情報を開示できない点
- 既に環境報告を実施している企業の追加的負荷が大きくないよう配慮が必要

(環境情報の利用者側)

- 利用者の利用目的に配慮し、既存の環境情報の開示データベース等にはない利便性等を付け加えなければ、利用されない

上記を踏まえ、売上高1000億未満の企業に利用されるICTの構築の留意点としては、以下の事項が挙げられた。

- **環境情報提供者に対するメリット明確化**
 - ・ 入力フォーマットの標準化
 - ・ 入力補助機能の付加
 - 簡易的な入力機能(電気代を入力するとCO₂算出等)
 - ・ 入力インセンティブ明確化
 - 簡易な環境報告作成等の機能
 - 分析・フィードバックの入手
- **環境情報提供者・利用者双方のデメリット削減**
 - ・ オリジナルデータを直接利用可能
 - 転記や変換ミスが生じない設計
 - ・ 環境情報開示や利用に係る制度の整備
 - 報告対象範囲の統一
 - 算定基準の標準化
 - 開示が困難な取引上の機密情報に対する措置
 - 海外の求める情報との調和

(3) BtoB、金融及び行政によるICTに関する個別検討事項

BtoB、金融及び行政における個別の検討事項は以下のとおりである。

BtoBに利用するICT

課題に対する考察:

- ・ バリューチェーンでのリスク低減や競争力アップにつなげる視点が必要
- ・ VCMを通じて把握する情報フォーマットの不統一
- ・ 海外との質問内容の差異

対応策:

- **環境情報提供者・利用者双方のメリット明確化**
 - ・ 一定の基準の達成状況が明確となる
 - ・ バリューチェーンでの削減に資する項目を検討
- **環境情報提供者・利用者双方のデメリット削減**
 - ・ 業界商取引慣行に適したデータ交換フォーマット
 - ・ 多言語に翻訳可能とすることも重要

金融に利用するICT

課題に対する考察:

- ・比較分析の容易性
- ・財務報告や海外における開示システムとの整合性
- ・多言語性

対応策:

●環境情報利用者に対するメリット明確化

- ・比較可能な開示情報
 - 長期過去データの保存
- ・加工・分析が容易な開示情報
 - 標準的評価項目の設定が可能
 - 独自の観点からの加工・分析が可能(財務データとの関連分析など)
 - 多言語に翻訳可能とすることも重要

行政報告に利用するICTの検討内容

課題に対する考察:

●事業者において行政報告業務の負担軽減

- ・行政報告資料は届出先やフォーマット、届出媒体が法令毎に異なる

●環境報告書未作成企業による行政報告データの有効利用

- ・環境報告と行政届出データは報告範囲等が異なる

対応策:

●環境報告作成基準との整合性

- 既発行企業の事務フローを踏襲し、ハウツーを提供
- データを基に紙媒体報告書も作成可能
- 基準等が異なる部分の整理が必要
- 単体・サイト情報など限定された範囲での利用を検討

以上

(参考) 行政報告視点からの検討内容に関するイメージ

既存環境政策との連携例

ー 共通プラットフォーム利用及び共通フォーマット(イメージ) ー

- 既存環境政策との連携における一例として、①環境報告書データや行政届出データを利用し、事業者の負担低減を図る。また、②重要な環境情報の整理により共通フォーマットによる入力・開示を実現し、環境情報の開示・利用を促進する。

